

高萩・北茨城広域事務組合議会傍聴規則

昭和60年12月2日

議会規則第2号

改正 令和元年10月9日議会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 議会の傍聴に関しては、北茨城市議会傍聴規則（昭和36年北茨城市議会規則第2号）を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。